

入札制度等監視委員会 再苦情調査部会 議事録

1 委員会の概要

- (1) 日 時 平成 22 年 6 月 17 日(木) 午後 2 時 00 分から午後 3 時 30 分まで
- (2) 場 所 西庁舎 12 階 講堂
- (3) 出席者
 - ア 委 員
影山道幸(部会長) 齋藤玲子 田崎由子 芳賀一英 藤田一巳
 - イ 申立者
荒井建設株式会社代表取締役
 - ウ 県 側
喜多方建設事務所企画管理部長 喜多方建設事務所管理課長
喜多方建設事務所専門技術管理員 会津地方振興局出納室主幹兼副室長兼出納課長
 - エ 事務局
入札監理課長 入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹
- (4) 次 第
 - ア 開会
 - イ 議事
 - (ア) 審議事項
 - a 再苦情申立てについて
 - ウ 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

ただ今から、福島県入札制度等監視委員会再苦情調査部会を開会いたします。
それでは、議事について、影山部会長よろしくお願ひいたします。

【影山部会長】

はい。御紹介いただきました再苦情調査部会部会長の影山でございます。よろしくお願ひします。
それでは早速、議事に入らせていただきます。

まず、本日の議事の進め方について、委員の皆さんと協議したいと思います。

本日は始めに、本案件の経過について事務局から説明を受けたいと思います。その後、再苦情申立ての趣旨について申立者から説明を受け質疑、その後、再苦情申立てに対する県の主張について県から説明を受け質疑、その後、県の主張に対する反論がある場合については申立者から説明を受け質疑を行いたいと思います。

その後、委員間での審議を行いますが、これについては、審議内容が個別企業の低入札価格調査の詳細に関するものと思われるので、法人の競争上の地位を害するおそれがあり、円滑な議事運営に支障が生じるものと思われるので、福島県入札制度等監視委員会の会議の公開等に関する取扱要領第 2 条第 1 項第 1 号及び同第 2 号に該当するものとして、県側の出席者、申立者、報道機関並びに傍聴者の方々に退席をいただいた上で、非公開で行うことが適当であると考えておりますが、いかがでしょうか。

また、会議資料につきましても、資料 3 につきましても、低入札価格調査の関係資料であることから、同様に非公開の取扱いとしたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

【各委員】

(異議なし)

【影山部会長】

御異議ないものと認め、そのように決定させていただきます。

それでは、資料 3 については審議終了後に回収させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。なお、今回の再苦情申立書の申立事項に、低入札価格調査実施に当たり、対象工事が統一された内容で調査されているか、調査全件を含め精査を求めますと記載されているところがございますが、再苦情申立てについては、自らが落札者となれなかった理由を書面により説明を求めた案件について申立てができる制度でありますので、あくまで今回は当該案件に係る調査審議を行

うことになり、当該案件が県の統一された内容で調査されているかという審議は可能ですが、他の案件を含めて調査全件の精査を行うということは制度上求めることはできません。したがって、当該案件のみについて審議を行うということで御異議ございませんでしょうか。

【各委員】

(異議なし)

【影山部会長】

御異議ないものと認め、そのように決定させていただきます。

それでは、まず、事務局から本案件の経過について説明願います。

【事務局（入札監理課長）】

(「資料1」、「資料2」、「資料4」により説明)

【影山部会長】

ありがとうございました。ただいま説明のあった件につきまして、質問等があれば頂戴したいと思えます。事務局の説明では、入札等の概要と一連の再苦情申立てに至った経過、そして最後に、論点の整理ということで5点整理をさせていただいたというところであります。質問等についてはいかがでしょうか。

では、先に進めさせていただいて、よろしいでしょうか。

【各委員】

(異議なし)

【影山部会長】

それでは質疑を終了します。

次に、申立者から、再苦情申立ての趣旨について説明をお受けしたいと思えます。よろしく願います。

【申立者】

荒井建設の荒井といいます。今日はよろしくお願いいたします。再苦情申立てということで、資料の様式第1号の写しにありますように、緊急地方道整備工事です。ただいま説明がございましたとおり、本工事は工事費の50パーセントが材料費、そしてまた、専門の下請業者に頼らざるを得ない特殊な工事であります。申立事項でございますが、統一された内容で調査がなされているか、その精査を求めたものでございますけれども、根拠といたしましては、第1回目の調査資料の提出に関して、2回目では認められなかったこと、その次に、モルタル資材であります、全資材について記載がないと認められないのかということ、その他申立根拠の中に記載ありますとおりでございます。更に、240ページにも及ぶ資料作成と、また、2か月にも及ぶ調査期間ということで申立てをいたしました。以上でございます。

【影山部会長】

ありがとうございました。ただいま説明のあった件につきまして、質問等があればお願いをしたいと思えます。いかがでしょうか。

期間の問題というところでは、5月の連休が入っているのも、ちょっと通常の月ではないというところが一つあり、その辺で日程調整になかなか難しいところもあったのかなど。推測ですが、カレンダーを見ますとその辺の特殊事情があるのかなど。期間がちょっと長いということは、私もちよっと感じたところがあったものですから。皆さん、いかがでしょうか。

【齋藤委員】

ケースバイケースなのかもしれませんが、一般的にはだいたい、どのくらいの期間がとられているわけなんですか。

【事務局（入札監理課長）】

制度の説明ということになりますので、事務局の方からお答えさせていただきたいと思えます。低入札価格調査そのものにつきましては、制度としまして、例えば何日間で調査を終わるといような標準的な日数の定めは設定してございませんので、参考といたしまして、昨年度1年間に行われた36件の調査について概要を御説明させていただきますと、最も短いもので9日間、最も長いもので52日間、この何日間といいますのは開札の日から契約締結までの日付でございますけれども、平均をいたしますと20日間程度となっております。短い9日間というものが36件中3件程度ございまして、20日前後のものが20件で、それを越えるのが13件程度でございます。以上

のような状況でございます。

【影山部会長】

はい。よろしいでしょうか。それにしてもちょっとかかりすぎているというところもあると思います。あと、膨大な作成資料数というところでは、資料4で見えますと236というようなことなのですが、これはどの入札者に対しても同じような資料を求めてきているわけで、過度に申立者の方に対してだけ求めたということではないわけですか。

【事務局（入札監理課長）】

事務局の方から説明させていただきますと、資料4につきましては、それぞれ資料の内容の右側のところに、様式第何号というような記載がございまして、これらはすべて、低入札価格調査事務処理要領というものを定めてございますが、その要領に基づいて、必ず提出をしていただく資料として指定をしているものでございますから、基本的には要領に従って資料提出が求められ、様式番号の記載のないものにつきましては、おそらく事務所の方で提出された資料についての裏付け資料等が必要となって提出されたのではないかなと推測いたしますが、そこは、直接御確認いただくしかないかと思えます。あと、枚数等につきましては、御覧いただいて分かりますように、⑩番のところの工事実績が大半を占めてございまして、こちらにつきましては、会社によっては実績の多い少ないがあると思えますので、この部分については、案件ごとに増えたり減ったりする可能性はあるというふうに考えてございます。ただ、こちらにつきましては既存の資料のコピーを提出していただくということで、コピーをとる手間や経費はかかろうかと思えますけれども、作成のために労力が必要だということではないものとして考えてございます。

【影山部会長】

はい。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

【田崎委員】

申立者の説明で、1回目と2回目で認められたところと認められなかったところというお話がありました。その辺をもう少し詳しく説明していただけないでしょうか。

【申立者】

認められたものは、2回目ではなかったものと考えています。1回目の提出のみで、2回目は認めませんという内容だと考えております。

【影山部会長】

はい。1回目だけで2回目は認められなかったという判断をされているということです。よろしいでしょうか。

【田崎委員】

もう少し具体的に、資料の中のこの部分というような説明があると良いのですが、いかがでしょうか。

【申立者】

資料3の10頁と11頁なんですけれども、10頁の内容には世話役の人員が抜けてましたし、自社施工の人員も抜けて提出してしまいました。それで、2回目のヒアリングには、世話役の人員と自社施工分の人員を追加して資料を提出しております。

【影山部会長】

10頁の第1回ヒアリング調査では、自社労務者数の記載がなかった。第2回目になって、自社労務者数などの人員が追加で出てきていると。こういうところが、第1回目と第2回目の調査の資料の差異ということで、第2回目については認められなかったということですね。

【申立者】

はい。そのとおりでございます。

【芳賀委員】

ちょっとお尋ねしますけれども、資料2の3頁目ですが、入札結果異議申立書に関する回答書ということで、異議内容の2番目に、資材購入先及びその関係の資材モルタルは、必要不可欠な主要資材には当てはまらず調査員に追加するように求められた内容であり適正であるというようになっていますが、申立者にお聞きしたいのは、工事を施工する、見積をする等といった場合の基本は、設計図それから設計図書に基づくことだと思うのですが、図面を見ますと、この中にモルタル充填するんだということが記載されているわけですね。これがそんなに重要だとは思われなかったとい

うことは、どういったことでなんでしょうか。

【申立者】

資料の記載が主要な本体でありまして、例えば、U字溝の設置工の場合、本体がU字溝で、モルタルは重要な資材ではありますが記載はしないと思います。ということは、全資材を記載してくださいというような内容を謳わなければならないと思います。設計図書の施工内訳の方にモルタルは出てますので、そう判断しました。

【影山部会長】

はい。その他いかがでしょうか。

【藤田委員】

ただいまのモルタルの件ですが、工事をされる方にとっては必要最低限度の条件ではないかと思うのですが、常識的に判断して、工事の内容から見て、主要資材であるということは間違いないと思うのですが、その辺の感覚はいかがなものだったのでしょうか。

【申立者】

ほとんどの資材については必要不可欠であると考えております。

【影山部会長】

はい。その他いかがでしょうか。なければ、質疑を終了させていただきます。

続きまして、県側から、再苦情申立てに対する県の主張について説明を願いたいと思います。

【喜多方建設事務所】

私、喜多方建設事務所で企画管理部長を務めます遠宮と申します。よろしくお願いいたします。

申立てのあった件について、当方の調査状況等の説明をさせていただきます。論点がいくつかありますが、まず、配置人員についてですが、資料3の10頁、先ほど申立者の方でも使った資料ですけれども、申立者がおっしゃったとおり、第1回目のヒアリングでこちらが提出されております。こちらの方につきましては、労務員のすべてが下請という形になっておりました。この状況ですと、一括下請負のおそれがあるということで再度内容を確認すべきであろうということで資料を求めました。その結果、2回目に提出がありましたものが11頁の方になっております。こちらの方では、自社労務者と世話役の人数が増加していると。労務者を自社と下請とに分けたということを認めることはやぶさかではないのですが、人員の変化があるということは工事の内容を十分把握しているのかなという部分で疑問に思い、適切な工事ができない可能性があるという判断になっております。併せて、労務者が増員になれば、当然、直接工事費が増額となります。改めまして資料3の14頁をお開き願います。こちらの方は、第2回目のヒアリング時に併せて提出がなされました。こちらの方につきましては、先ほどの人員の変化について経費をどう捻出するかという形の補足説明の資料ですが、節約しますということであれば、逆にいえば始めからそういった形のものがとれるのであろうと。また、それなりの必要な部分の費用を流用するといった形のことをされてしまいますと、十分な、確実な工事をしていただくためには、また、安全な工事をしていただくには、発注者側としては非常に不安になってくる部分があります。そういったことで積算内容等の部分の相違もありましたので、そのような判断をしました。

続きまして、モルタルの資材について御説明いたします。先ほど、委員の方からもお話がありましたが、当該工事は、雪崩予防柵工で、直接岩盤に穴を掘って支柱を立てるというものです。そして、雪からの衝撃をそこですべて受けるという形ですので、その支柱を確実に岩盤に固定しなければならないということからすると、数量、金額にかかわらず、このモルタルの位置付けは非常に重要といえます。いろいろ申立者の方で言い分があろうかと思いますが、工事の内容等を十分に理解していれば、この重要な部分が抜けるということはちょっと考えにくいということで、当方としましては確実な施工が懸念されるということで判断をさせていただきました。

続きまして、下請の関係についてでございます。資料3の7頁以降が申立者から第1回目の段階で提出されている資料でございます。こちらについて、当方の設計内容等と確認しつつ、調査を進めさせていただきました。下請が適切にこの工事を施工するのに十分かどうかの内容については、元請人である申立者の方で内容を当然確認して資料等を収集していると思っております。そして、内容の方を確認して、もれ等がないかどうかといったことは当然確認していただけていると判断しております。それから、さらに適正な価格で下請契約を行えるかどうかについて、ここで確認する必要がありまして、特に低価格入札の場合ですと下請いじめのようなことが懸念されるので、そう

いった状況の有無について、下請代金不払い等の有無についても当然資料等を求めて確認をさせていただきました。そういったものについては、内容確認の結果、申立者におかれてはそういった実績はないという確認はしております。ただ、当該工事では、当初の下請見積説明において、モルタル材料のみ自社施工という形で、資料3の8頁ですが、支柱モルタル打設工ということでモルタル材料費は含みませんという形で下請の内容にも入っています。なおかつ、先ほど申しあげましたように、モルタルの計上がされていないということで、この部分、自社施工するといったときに金額、数量等に不整合が発生するという形で、再調査においても、モルタルの打設関係について自社施工に変えて説明はしているのですけれども、重要な施工箇所にもかかわらず調査のたびに若干内容等が変わってくるので、当方としましては適切な履行が期待できないという判断になっております。

低入札価格調査の資料の量についてでございますが、そちらの方につきましては、所定の様式と併せて先ほどの説明にありました過去の実績等の資料があつて、資料が膨大になったという形の部分もあろうかと思ひます。また、事務所の方でも特に追加で相応の資料を求めております。こちらの方につきましては、当管内におきまして一昨年来、労災事故、死亡事故等や第三者への事故という形のもの多発している関係上、安全管理といったものが適切になされているか、そういったものがもれていないかということを確認していかないと、後で大変なことになるといけないということで、そういった関係の確認に資料等が必要でありました。更には、現場代理人の常駐義務、現場代理人というのは現場の方の責任者という形で工事実施中は必ず現場にいななければならないというふうな義務が課せられております。それ以外に適切な技術者の配置というものが当然義務付けられておりまして、現場代理人の常駐義務や配置技術者の専任というものが適切になされるか、配置人員等の技術者資格といったものが保有されているか、そういったことを確認するための資料を求めた関係で、建設事務所独自に求めた資料も若干あります。それが、資料4の一番下のその他の資料ということになっているものでございます。以上のことから、多い少ないの判断はいろいろ分かれる部分もあろうかと思ひますが、当方としましては、安全な工事、確実な施工、法令がきちんと守られる施工を確認する上ではそういったものが必要ということで求めさせていただきました。

続きまして、調査期間についてでございます。こちらにつきましては、当方としましては、できるだけ早く、喜多方建設事務所というのは会津の日本海側なので積雪のある地域で、特に雪崩対策ということでありますので、早期に工事を実施していきたいということで、調査については迅速に進めるということを念頭に置いて実施しております。ただ、今回、3月24日に開札した案件で実は当該工事だけが低価格入札ではございませんで、6件ほど同時期に重なっております。当然それぞれ適正に調査しなければならないということから、関係者に資料の提出を求めます。そして、それら資料について内容確認を行います。職員全員で手分けすれば何とかできるのではないかとすることも考えられますけれども、なかなかそういう余裕もないということで、特定の人員で内容を確認せざるを得ない。当然、内容について偏った判断にならないように複数でチェックを進めてまいりました。このように複数の低入札価格調査があつたということで、当方としましても、提出された資料を適切にスムーズに確認してはいるのですけれども、当然、資料の提出や再提出があつてから内容確認という形になってきますので。また、1件について数時間で終わるといふようなものではないものですから、その辺について不当に長い日数だよといわれてしまいますと非常に厳しい状況です。適切に調査内容を確認させていただいたつもりで、スピーディーに処理はしたつもりでございますが、その辺につきましては委員の皆様の御判断を仰がざるを得ないと考えております。以上です。

【影山部会長】

はい。ありがとうございました。ただいま説明のあつた件につきまして、質問等があればお受けしたいと思ひます。いかがでしょうか。

【芳賀委員】

例えば土木工事の場合ですと、一般土木世話役が張り付くような形が通常というふうになっているのでしょうか。

【喜多方建設事務所】

世話役は現場代理人とは違う位置付けになります。現場代理人はあくまで現場に出て統括等をしていく。世話役につきましては、例えば現場に5～6人配置されていると、その中で作業の細かい点を確認しながら、段取り等、こういう形でここはやっていこうというような指示をしたりという

ことで、すべているかという疑問な部分はないとはいえません。工事の内容等にもよりますけれども、気の利く作業員が2～3人いればそれだけで済むということもあるかと思えますので。ただ今回の工事は、簡単な土間コンを打つとかといった形のものとは違いますので、当然段取りをして細かいことを確認しながらやらなくてはならない部分がございますので、世話役はいて然りかなとは思いますが。

【芳賀委員】

今度は申立者にお尋ねします。一般土木工事の場合ですと、世話役がだいたい当初の設計図書の中に入っているというのが一般的だと思うんですね。ところが、そういった世話役が抜けたということは、その代理をする人は確保していたということだったのでしょうか。それから、2点目、これは参考のためですけれども、技術者の場合ですと、いろいろと国家資格があるわけですが、こういった資格等をお持ちの方を配置する予定をされていたのかということをお尋ねします。

【申立者】

はい。今言われました世話役ですけれども、確保してました。当初に世話役は抜けてしまいましたので、これは本当に申し訳なく思っております。それから、現場の技術者ということで、この資料にはなかったのですが、今回の配置技術者の予定の中には、こういった特殊工事でありますから、現場経験の長い役員技術者1名と、もう1名の技術者の2名を張り付ける予定でいました。

【影山部会長】

資格の関係はいかがでしょうか。

【申立者】

資格は、土木施工管理技士でございます。

【芳賀委員】

この工事の難易度のことはちょっと分かりませんが、有資格者は、1級土木とか2級土木とかいろいろな方がいるんだと思えますけれども、どのような資格の方ですか。

【申立者】

今回の配置予定の技術者は、2級土木施工管理技士と2級機械施工管理技士の2名の予定で提出しております。以上です。

【影山部会長】

はい。その他いかがでしょうか。

【芳賀委員】

この発注された工事施工箇所と申立者の会社は、同じ町内であるとか、近いのでしょうか。

【申立者】

はい。そのとおりでございます。

【影山部会長】

同じ町内ということでしょうか。

【申立者】

はい。同じ熱塩加納町でございます。

【影山部会長】

はい。その他いかがでしょうか。

申立者の方で、ただいまの県の説明に対して反論等があるとすればお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

【申立者】

今の県の答弁のとおり、私の会社の内容が認められなかったということなので、その精査をお願いしたいと存じます。以上でございます。

【影山部会長】

認められなかったのですが、その精査をお願いしたいということですが、精査ということはどういうことでしょうか。

【申立者】

県の説明が妥当であるか否かの問題だと考えております。

【影山部会長】

妥当か否かの判断をと。はい。

【藤田委員】

申立者にお伺いしますが、県として低入札価格調査制度というものがあるということをお聞き知ったのでしょうか。

【申立者】

はい。1年ほど前に、1件低入札価格調査を受けております。

【影山部会長】

はい。その他いかがでしょうか。

【田崎委員】

昨年1回受けられたということは、同じような資料の提出を求められたということになりますか。

【申立者】

去年とほぼ同じなんですが、今回変わったのが、資料4にありますとおり、公共工事の施工実績で、5年間の公共工事の全契約書及び工事成績評定の写しが変わったのと、他に、様式が1号から11号までありますが、このほかの資料がほとんど倍ほど増えております。以上です。

【田崎委員】

そうしますと、人員のところの追加があったという部分は、最初経験していると思うのですが、記入もれだったということですか。

【申立者】

そのとおりです。記載もれでございます。

【田崎委員】

専門ではないのですが、やはりこういった見積の場合は、やはり人件費というのが結構固定費としてかかってくるのかなと思うのですが、その点が抜けてしまったのはどのような状況だったのかなとちょっと思ったものですから。先ほどの世話役の方とか、そういった部分は記入もれの単純ミスということで考えてよろしいのでしょうか。

【申立者】

本当に記載もれでございました。

【影山部会長】

はい。その他いかがでしょうか。

それでは、質疑を終了します。

これからは、委員間の審議ということになりますので、冒頭で確認させていただきましたとおり、ここからは非公開で行いたいと思います。

本日の審議において結論に至った場合については、改めて後日お知らせしたいと思います。継続審議となった場合についても、その旨を後日お知らせしたいと思います。

なお、申立者、県側出席者につきましては、ここで資料3については回収をさせていただきたいと思います。

(資料3を回収)

それでは、まず県側の出席者は退席をお願いしたいと思います。

(県側出席者退席)

続きまして、申立者についても退席をお願いしたいと思います。

(申立者・報道機関・傍聴者退席)

《以下、委員間の審議については非公開。審議結果は再苦情調査結果報告書に記載のとおり。》